

県北広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年3月6日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 路線名 二戸一戸線
- 2 供用開始の区間 二戸市石切所字船場19番8地先から字川原60番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
  - (2) 期間 平成24年3月6日から同年4月6日まで